

第一二三回

参第三号

国際平和協力業務及び国際緊急援助業務の実施等に関する法律（案）

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 国際協力本部（第三条 - 第七条）

第三章 国際平和協力業務及び物資協力（第八条 - 第十五条）

第四章 国際緊急援助業務及び物資援助（第十六条 - 第十九条）

第五章 雑則（第二十条 - 第二十六条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、日本国憲法の平和主義及び国際協調主義の理念にのっとり、国際連合平和維持活動及

び人道的な国際救援活動に対し適切かつ迅速な協力を行うとともに、海外における大規模な災害に対し適切な緊急援助を行うため、国際協力隊を設置し、並びに国際平和協力業務及び国際緊急援助業務の実施体制を整備する等の措置を講じ、もって国際協力の推進に積極的に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 国際連合平和維持活動 国際連合の総会又は安全保障理事会が行う決議に基づき、武力紛争の当事者（以下「紛争当事者」という。）間の武力紛争の再発の防止に関する合意の遵守の確保、武力紛争の終了後に行われる民主的な手段による統治組織の設立の援助その他紛争に対処して国際の平和及び安全を維持するために国際連合の統括の下に行われる活動であって、武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意があり、かつ、当該活動が行われる地域の属する国及び紛争当事者の当該活動が行われることについての同意がある場合（武力紛争が発生していない場合においては、当該活動が行われる地域の属する国の当該同意がある場合）に、国際連合事務総長の要請に基づき参加する二以上の国及び国際連合によって、いずれの紛争当事者にも偏ることなく実施されるものをいう。

二 人道的な国際救援活動 国際連合の総会、安全保障理事会若しくは経済社会理事会が行う決議又は別表に掲げる国際機関が行う要請に基づき、国際の平和及び安全の維持を危うくするおそれのある紛争(以下単に「紛争」という。)によって被害を受け、若しくは受けるおそれのある住民その他の者(次号において「紛争被害者」という。)の救援のために又は紛争によって生じた被害の復旧のために人道的精神に基づいて行われる活動であって、当該活動が行われる地域の属する国の当該活動が行われることについての同意があり、かつ、当該活動が行われる地域の属する国が紛争当事者である場合には武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意がある場合に、国際連合その他の国際機関又は国際連合加盟国その他の国(第四号において「国際連合等」という。)によって実施されるもの(国際連合平和維持活動として実施される活動を除く。)をいう。

三 国際平和協力業務 国際連合平和維持活動(軍事部門に係る活動を除く。)のために実施される業務で次に掲げるもの及び人道的な国際救援活動のために実施される業務で次の二からルまでに掲げるもの(これらの業務にそれぞれ附帯する業務を含む。)であって、海外で行われるものをいう。

イ 議会の議員の選挙、住民投票その他これらに類する選挙若しくは投票の公正な執行の監視又はこれ

らの管理

ロ 警察行政事務に関する助言若しくは指導又は警察行政事務の監視

ハ ロに掲げるもののほか、行政事務に関する助言又は指導

ニ 医療（防疫上の措置を含む。）

ホ 紛争被害者の捜索若しくは救出又は帰還の援助

ヘ 紛争被害者に対する食糧、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布

ト 紛争被害者を収容するための施設又は設備の設置

チ 紛争によって被害を受けた施設又は設備であって紛争被害者の生活上必要なものの復旧又は整備
のための措置

リ 紛争によって汚染その他の被害を受けた自然環境の復旧のための措置

ヌ イからリまでに掲げるもののほか、輸送、保管（備蓄を含む。）、通信、建設又は機械器具の据付
け、検査若しくは修理

ル イからヌまでに掲げる業務に類するものとして政令で定める業務

四 物資協力 国際連合平和維持活動又は人道的な国際救援活動を行っている国際連合等に対して、その活動（国際連合平和維持活動にあつては、軍事部門に係る活動を除く。）に必要な物品を無償又は時価よりも低い対価で譲渡することをいう。

五 国際緊急援助業務 海外において大規模な災害（洪水、地震、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事、爆発、放射性物質の放出その他の事故により生ずる甚大な被害をいう。次号において同じ。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、当該災害を受け、若しくは受けるおそれのある国の政府又は国際機関（第十七条において「被災国政府等」という。）の要請に応じて緊急援助のために実施される業務で次に掲げるもの（これらの業務にそれぞれ附帯する業務を含む。）であつて、海外で行われるものをいう。

イ 当該災害を受け、又は受けるおそれのある住民その他の者（以下この号において「災害被害者」という。）の捜索又は救出

ロ 医療（防疫上の措置を含む。）

ハ 災害被害者に対する食糧、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布

二 災害被害者を収容するための施設又は設備の設置

ホ 当該災害を受け、又は受けるおそれのある施設又は設備であって災害被害者の生活上必要なものの復旧若しくは整備又は被害の防止のための措置

ヘ 当該災害を受け、又は受けるおそれのある自然環境の復旧又は被害の防止のための措置

ト イからへまでに掲げるもののほか、輸送、保管（備蓄を含む。）、通信、建設又は機械器具の据付け、検査若しくは修理

チ イからトまでに掲げる業務に類するものとして政令で定める業務

六 物資援助 海外において大規模な災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、当該災害を受け、又は受けるおそれのある国の政府に対して、緊急援助のための物品を無償又は時価よりも低い対価で譲渡することをいう。

七 海外 我が国以外の領域（公海を含む。）をいう。

八 派遣先国 国際平和協力業務又は国際緊急援助業務が行われる外国（公海を除く。）をいう。

九 関係行政機関 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する国の行政機

関及び同法第八条の三に規定する特別の機関で、政令で定めるものをいう。

第二章 国際協力本部

(設置及び所掌事務)

第三条 総理府に、国際協力本部(以下「本部」という。)を置く。

2 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国際平和協力業務を行うこと。
- 二 国際緊急援助業務を行うこと。
- 三 国際平和協力業務実施計画(以下「実施計画」という。)の案の作成に関すること。
- 四 国際平和協力業務又は国際緊急援助業務の実施のための関係行政機関への要請及び国以外の者に対する協力の要請に関すること。
- 五 国際平和協力業務又は国際緊急援助業務を行うために使用する船舶、航空機、車両その他の装備の取得及び管理に関すること。
- 六 国際平和協力業務又は国際緊急援助業務を行うために必要な教育訓練並びにその教育訓練のための施

設の設置及び管理に関すること。

七 物資協力に関すること。

八 物資援助に関すること。

九 国際平和協力業務又は国際緊急援助業務の実施等に必要な物資の備蓄に関すること。

十 国際平和協力業務又は国際緊急援助業務の実施等に関する調査及び研究に関すること。

十一 都道府県知事等の要請を受けて、災害救援のための活動（以下「災害救援活動」という。）を行うこと。

十二 大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第十一条第一項に規定する地震災害警戒本部長（第二十三条において「警戒本部長」という。）の要請を受けて、同法第十三条第三項の支援活動（以下「地震防災支援活動」という。）を行うこと。

十三 前各号に掲げるもののほか、法令の規定により本部に属させられた事務（本部長等）

第四条 本部の長は、国際協力本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てる。

- 2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。
- 3 本部に、国際協力副本部長（次項において「副本部長」という。）を置き、内閣官房長官をもって充てる。
- 4 副本部長は、本部長の職務を助ける。
- 5 本部に、国際協力本部員（以下この条において「本部員」という。）を置く。
- 6 本部員は、内閣法（昭和二十二年法律第五号）第九条の規定によりあらかじめ指定された国務大臣及び関係行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 7 本部員は、本部長に対し、本部の事務に関し意見を述べることができる。

（国際協力隊）

第五条 本部に、本部の事務を処理させるため、国際協力隊を置く。

- 2 国際協力隊の長は、国際協力隊総監（次項及び第十条第二項において「総監」という。）とする。
- 3 総監は、本部長の指揮監督を受け、国際協力隊の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
- 4 国際協力隊の内部組織は、政令で定める。

(隊員その他の職員)

第六条 国際協力隊に、隊員その他の職員を置く。

- 2 隊員は、上司の指揮監督を受け、国際平和協力業務、国際緊急援助業務その他本部の事務のうち本部長が定めるものに従事する。
- 3 本部長は、隊員その他の職員の任免を行う。
- 4 隊員は、自衛官又は予備自衛官の身分を保有する者であってはならない。

(服制等)

第七条 隊員の服制は、総理府令で定める。

- 2 隊員には、政令で定めるところにより、その職務遂行上必要な被服を支給し、又は貸与することができる。

第三章 国際平和協力業務及び物資協力

(実施計画)

第八条 内閣総理大臣は、我が国として国際平和協力業務を実施することが適当であると認める場合であつ

て、次に掲げる同意があるときは、国際平和協力業務を実施すること及び実施計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

- 一 国際連合平和維持活動のために実施する国際平和協力業務については、紛争当事者及び当該活動が行われる地域の属する国の当該業務の実施についての同意
- 二 人道的な国際救援活動のために実施する国際平和協力業務については、当該活動が行われる地域の属する国の当該業務の実施についての同意

2 実施計画に定める事項は、次のとおりとする。

- 一 当該国際平和協力業務の実施に関する基本方針
- 二 当該国際平和協力業務の実施に関する次に掲げる事項
 - イ 実施すべき国際平和協力業務の種類及び内容
 - ロ 派遣先国及び国際平和協力業務を行うべき期間
 - ハ 派遣隊（当該国際平和協力業務を行うために編成される国際協力隊の組織をいう。以下同じ。）の規模及び構成並びに装備

二 関係行政機関の協力に関する重要事項

ホ その他当該国際平和協力業務の実施に関する重要事項

3 外務大臣は、国際平和協力業務を実施することが適当であると認めるときは、内閣総理大臣に対し、第一項の閣議の決定を求めるよう要請することができる。

4 第一項（各号を除く。）及び前項の規定は、実施計画の変更（次に掲げる場合に行うべき派遣隊の海外への派遣の終了に係る変更を含む。）について準用する。この場合において、第一項中「適当であると認める場合であって、次に掲げる同意があるとき」とあり、及び前項中「適当であると認めるとき」とあるのは、「必要であると認めるとき、又は適当であると認めるとき」と読み替えるものとする。

一 国際連合平和維持活動のために実施する国際平和協力業務については、第二条第一号に規定する合意若しくは同意若しくは第一項第一号に規定する同意が存在しなくなったと認められる場合又は当該活動がいずれの紛争当事者にも偏ることなく実施されなくなったと認められる場合

二 人道的な国際救援活動のために実施する国際平和協力業務については、第二条第二号に規定する同意若しくは合意又は第一項第二号に規定する同意が存在しなくなったと認められる場合

(国会の承認等)

第九条 内閣総理大臣は、実施計画の決定があったときは、国際平和協力業務を実施することにつき国会の承認を得なければならない。ただし、国会の閉会又は衆議院の解散のために国会の承認を得ることができない場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により国会の承認を得ないで国際平和協力業務を実施した場合には、内閣総理大臣は、その後最初に召集される国会において、これにつき国会の承認を得なければならない。この場合において、国会の承認を得られないときは、政府は、遅滞なく、当該国際平和協力業務を終了させなければならない。

3 内閣総理大臣は、実施計画に定める国際平和協力業務が終了したときは、遅滞なく、当該国際平和協力業務の実施の結果を国会に報告しなければならない。

(国際平和協力業務の実施)

第十条 本部長は、実施計画に従い、派遣隊に国際平和協力業務を行わせるものとする。

2 派遣隊の長は、総監の指揮監督を受け、派遣隊の隊務を統括する。

3 派遣隊の長は、国際連合平和維持活動として実施される国際平和協力業務を行う場合における派遣隊の行動については、前項の規定にかかわらず、国際連合事務総長又は派遣先国において国際連合事務総長の権限を行使する者の指揮に従うものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 派遣隊の行動が実施計画に反することとなるとき。

二 第八条第四項第一号に掲げる場合において、本部長が当該国際平和協力業務を中断する必要があると認めるとき。

4 派遣隊は、外務大臣の指定する在外公館と密接に連絡を保つものとする。

5 外務大臣の指定する在外公館長は、外務大臣の命を受け、国際平和協力業務の実施のため必要な協力を行うものとする。

(関係行政機関の職員の国際協力隊への派遣)

第十一条 本部長は、国際平和協力業務を実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、当該国際平和協力業務を実施するため必要な技術、能力等を有する職員（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二条第三項各号に掲げる者を除く。）を国際協力隊に派遣するよう要請することが

できる。

- 2 関係行政機関の長は、前項の規定による要請があったときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、同項の職員に該当する職員を期間を定めて国際協力隊に派遣するものとする。
- 3 前項の規定により派遣された職員は、従前の官職を保有したまま、同項の期間を任期として隊員に任用されるものとする。
- 4 前項の規定により従前の官職を保有したまま隊員に任用される者は、国際平和協力業務に従事し、本部長の指揮監督に服する。

（任期制隊員の採用）

第十二条 本部長は、国際平和協力業務を実施するため必要があると認めるときは、当該国際平和協力業務に従事することを志望する者のうちから、選考により、任期を定めて隊員を採用することができる。

- 2 本部長は、前項の規定による採用に当たり、関係行政機関若しくは地方公共団体又は民間の団体の協力を得て、広く人材の確保に努めるものとする。

（国家公務員法の適用除外）

第十三条 前条第一項の規定により採用される隊員については、隊員になる前に、国家公務員法第百三条第一項に規定する営利企業（以下この条において「営利企業」という。）を営むことを目的とする団体の役員、顧問若しくは評議員（以下この条において「役員等」という。）の職に就き、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得て、営利企業以外の事業の団体の役員等の職に就き、若しくは事業に従事し、若しくは事務を行っていた場合においても、同項及び同法第百四条の規定は、適用しない。

（関係行政機関の協力）

第十四条 本部長は、国際平和協力業務を実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、その所管に属する物品の管理換えその他の協力を要請することができる。

2 関係行政機関の長は、前項の規定による要請があったときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、同項の協力を行うものとする。

（物資協力）

第十五条 政府は、国際連合平和維持活動又は人道的な国際救援活動に協力するため適当と認めるときは、物資協力を行うことができる。

- 2 内閣総理大臣は、物資協力につき閣議の決定を求めなければならない。
- 3 外務大臣は、国際連合平和維持活動又は人道的な国際救援活動に協力するため適当と認めるときは、内閣総理大臣に対し、物資協力につき閣議の決定を求めるよう要請することができる。
- 4 本部長は、物資協力のため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、その所管に属する物品の管理換えを要請することができる。
- 5 関係行政機関の長は、前項の規定による要請があったときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、その所管に属する物品の管理換えを行うものとする。

第四章 国際緊急援助業務及び物資援助

(国際緊急援助業務の実施)

第十六条 本部長は、国際協力を推進するため国際緊急援助業務を実施することが適当であると認めるときは、国際協力隊に国際緊急援助業務を行わせることができる。

- 2 外務大臣は、国際緊急援助業務を実施することが適当であると認めるときは、本部長に対し、国際緊急援助業務を実施するよう要請することができる。

(国際協力隊の任務の遂行)

第十七条 国際協力隊は、被災国政府等の要請を十分に尊重して国際緊急援助業務を行わなければならない。

(準用)

第十八条 第十条第四項及び第五項並びに第十一条から第十四条までの規定は、国際緊急援助業務について準用する。この場合において、第十条第四項中「派遣隊」とあるのは、「国際緊急援助業務に従事する隊員」と読み替えるものとする。

(物資援助)

第十九条 政府は、国際協力を推進するため、物資援助を行うことができる。

2 第十五条第四項及び第五項並びに第十六条第二項の規定は、物資援助について準用する。

第五章 雑則

(国際協力手当)

第二十条 国際平和協力業務又は国際緊急援助業務に従事する隊員には、その業務が行われる派遣先国の勤務環境及びその業務の特質にかんがみ、国際協力手当を支給することができる。

- 2 前項の国際協力手当に関し必要な事項は、政令で定める。
- 3 内閣総理大臣は、前項の政令の制定又は改廃に際しては、人事院の意見を聴かなければならない。

(民間の協力等)

第二十一条 本部長は、第三章の規定による措置によっては国際平和協力業務を十分に実施することができないと認めるとき、若しくは物資協力に関し必要があると認めるとき、又は第四章の規定による措置によっては国際緊急援助業務を十分に実施することができないと認めるとき、若しくは物資援助に関し必要があると認めるときは、関係行政機関の長の協力を得て、物品の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供について国以外の者に協力を求めることができる。

- 2 政府は、前項の規定により協力を求められた国以外の者に対し適正な対価を支払うとともに、その者が当該協力により損失を受けた場合には、その損失に関し、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(災害救援活動)

第二十二条 都道府県知事その他政令で定める者は、災害に際して、人命又は財産の保護のため必要があると認めるときは、本部長に対し、国際協力隊に災害救援活動を行わせるよう要請することができる。

2 本部長は、前項の規定による要請（以下この項において単に「要請」という。）があった場合において、やむを得ない必要があると認めるときは、国際協力隊に災害救援活動を行わせることができる。ただし、災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められる場合には、要請を待たないで、国際協力隊に災害救援活動を行わせることができる。

3 第一項の要請の手続は、政令で定める。

（地震防災支援活動）

第二十三条 本部長は、警戒本部長から大規模地震対策特別措置法第十三条第三項の規定による要請があったときは、国際協力隊に地震防災支援活動を行わせることができる。

（関係機関との連絡及び協力）

第二十四条 国際協力隊が災害救援活動又は地震防災支援活動を行う場合には、国際協力隊及び国又は地方公共団体の関係機関は、相互に緊密に連絡し、及び協力するものとする。

（災害救援活動時等の権限）

第二十五条 警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）第四条並びに第六条第一項、第三項及び

第四項の規定は、警察官がその場にいない場合に限り、災害救援活動又は地震防災支援活動に従事する隊員の職務の執行について準用する。この場合において、同法第四条第二項中「所属の公安委員会」とあるのは「本部長」と、「公安委員会は」とあるのは「本部長は」と読み替えるものとする。

2 海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）第十六条の規定は、災害救援活動又は地震防災支援活動に従事する隊員（本部長の指定する隊員に限る。）の職務の執行について準用する。

（政令への委任）

第二十六条 この法律に特別の定めがあるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（国際緊急援助隊の派遣に関する法律の廃止）

第二条 国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和六十二年法律第九十三号）は、廃止する。

(国際緊急援助隊の派遣に関する法律の廃止に伴う経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に前条の規定による廃止前の国際緊急援助隊の派遣に関する法律の規定に基づき行われている国際緊急援助活動については、同法の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

(消防組織法の一部改正)

第四条 消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第四条中第二十三号を削り、第二十四号を第二十三号とし、第二十五号を第二十四号とする。

(海上保安庁法の一部改正)

第五条 海上保安庁法の一部を次のように改正する。

第五条第十七号の二を削る。

第三十五条を次のように改める。

第三十五条 海上保安庁は、第五条各号に掲げる事務のほか、国際平和協力業務及び国際緊急援助業務の実施等に関する法律（平成四年法律第 号）附則第三条の規定によりなおその効力を有することと

された旧国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和六十二年法律第九十三号）に基づく国際緊急援助活動に関する事務を行うものとする。

（総理府設置法の一部改正）

第六条 総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十四条」を「第十五条」に、「第十五条・第十六条」を「第十六条・第十七条」に、「第十七条」を「第十八条」に改める。

第四章中第十七条を第十八条とし、第三章中第十六条を第十七条とし、第十五条を第十六条とし、第二章第二節中第十四条の次に次の一条を加える。

（国際協力本部）

第十五条 本府に、国際協力本部を置く。

2 国際協力本部の組織及び所掌事務については、国際平和協力業務及び国際緊急援助業務の実施等に関する法律（平成四年法律第 号）の定めるところによる。

（国家公務員災害補償法の一部改正）

第七条 国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「及び産業教育手当」を「、産業教育手当及び国際協力手当」に改める。

（警察法の一部改正）

第八条 警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十六号までを一号ずつ繰り上げる。

第三十条第一項中「第七号まで、第九号から第十一号まで及び第十四号から第十六号まで」を「第六号まで、第八号から第十号まで及び第十三号から第十五号まで」に改める。

第三十三条第一項中「第五条第二項第十号」を「第五条第二項第九号」に改める。

附則に次の一項を加える。

（国際緊急援助活動に関する事務）

- 3 国家公安委員会は、第五条第二項各号に掲げる事務のほか、国際平和協力業務及び国際緊急援助業務の実施等に関する法律（平成四年法律第 号）附則第三条の規定によりなおその効力を有することとされた旧国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和六十二年法律第九十三号）に基づく国際緊急援助

活動に関する事務について、警察庁を管理するものとする。この場合においては、第十七条中「第五条第二項各号に掲げる事務」とあるのは「第五条第二項各号に掲げる事務及び附則第三十三項に規定する事務」と、第三十条第一項中「掲げるもの」とあるのは「掲げるもの並びに附則第三十三項に規定するもの」とする。

(国際協力事業団法の一部改正)

第九条 国際協力事業団法(昭和四十九年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「中南米地域等」を「並びに中南米地域等」に改め、「、並びに開発途上地域等における大規模な災害に対する緊急援助の実施に必要な業務を行い」を削る。

第二十一条第一項第四号の二を削り、同項第五号中「、第三号二及びホ並びに第四号の二」を「並びに第三号二及びホ」に改める。

第四十条第一項中「、第四号及び第四号の二」を「及び第四号」に改める。

第四十二条第三項中「、第四号の二」を削る。

第四十三条第一項第二号中「、第四号及び第四号の二」を「及び第四号」に改める。

附則第十六条を次のように改める。

(国際緊急援助活動に関する業務)

第十六条 事業団は、第二十一条第一項各号に掲げる業務のほか、国際平和協力業務及び国際緊急援助業務の実施等に関する法律（平成四年法律第 号）附則第三条の規定によりなおその効力を有することとされた旧国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和六十二年法律第九十三号）に基づく国際緊急援助活動に係る国際緊急援助隊の派遣及びこれに必要な業務（当該国際緊急援助活動に必要な機材その他の物資の調達、輸送の手配等を含む。）を行うものとする。この場合においては、第四十二条第三項中「又は同項第四号に掲げる業務（これに関連する同項第七号に掲げる業務を含む。）」とあるのは「若しくは同項第四号に掲げる業務（これに関連する同項第七号に掲げる業務を含む。）又は附則第十六条に規定する業務」と、第四十三条第一項第二号中「除く。）」とあるのは「除く。）並びに附則第十六条に規定する業務に関する事項」とする。

附則第十七条から第二十五条までを削る。

(大規模地震対策特別措置法の一部改正)

第十条 大規模地震対策特別措置法の一部を次のように改正する。

第十三条に次の一項を加える。

- 3 本部長は、地震防災応急対策を的確かつ迅速に実施するため、国際協力隊の支援を求める必要があると認めるときは、国際平和協力業務及び国際緊急援助業務の実施等に関する法律（平成四年法律第 号）第四条第一項に規定する国際協力本部長に対し、国際協力隊に支援活動を行わせるよう要請することができる。

別表（第二条関係）

- 一 国際連合
- 二 国際連合の総会によって設立された機関又は国際連合の専門機関で、次に掲げるものその他政令で定めるもの
 - イ 国際連合災害救済調整官事務所
 - ロ 国際連合難民高等弁務官事務所
 - ハ 国際連合パレスチナ難民救済事業機関

- 二 国際連合児童基金
 - ホ 国際連合ボランティア計画
 - へ 国際連合開発計画
 - ト 国際連合環境計画
 - チ 世界食糧計画
 - リ 国際連合食糧農業機関
 - 又 世界保健機関
- 三 国際移住機関
- 四 赤十字国際委員会

理 由

日本国憲法の平和主義及び国際協調主義の理念にのっとり、我が国として国際連合平和維持活動及び人道的な国際救援活動に対し適切かつ迅速な協力を行うとともに、海外における大規模な災害に対し適切な緊急援助を行うため、国際協力隊を設置し、並びに国際平和協力業務及び国際緊急援助業務の実施体制を整備する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律の施行に要する経費

この法律の施行に要する経費は、約八百億円の見込みである。